

添付法令資料 3 :

石油及び天然ガスの上流事業活動における二酸化炭素回収及び貯留並びに  
二酸化炭素回収、有効利用及び貯留の実施に関する2023年3月2日付  
インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源大臣規則No. 2 (目次)  
同月 3 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 CCS (二酸化炭素回収・貯留) 及び CCUS (二酸化炭素回収・有効利用・貯留) における実施
  - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 5 条)
  - 第 2 節 排出炭素の回収 (第 6 条)
  - 第 3 節 排出炭素の輸送 (第 7 条)
  - 第 4 節 排出炭素の圧入及び貯留 (第 8 条)
  - 第 5 節 排出炭素の有効利用 (第 9 条)
- 第 3 章 CCS 及び CCUS の実施における段階 (第 10 条)
  - 第 1 節 CCS 及び CCUS の実施における計画 (第 11 条ないし第 18 条)
  - 第 2 節 CCS 及び CCUS の実施における実行 (第 19 条)
  - 第 3 節 第三者のアクセス (第 20 条及び第 21 条)
  - 第 4 節 CCS 及び CCUS の実施における終了 (第 22 条ないし第 26 条)
- 第 4 章 モニタリング並びに測定、報告及び検証
  - 第 1 節 操作上の安全性のモニタリング (第 27 条ないし第 31 条)
  - 第 2 節 測定、報告及び検証 (第 32 条ないし第 39 条)
- 第 5 章 経済
  - 第 1 節 通則 (第 40 条)
  - 第 2 節 資金 (第 41 条)
  - 第 3 節 CCS 又は CCUS の実施の収益化 (第 42 条)
  - 第 4 節 インセンティブ (第 43 条)
  - 第 5 節 保険 (第 44 条)
- 第 6 章 資産 (第 45 条)
- 第 7 章 緊急対応 (第 46 条ないし第 52 条)
- 第 8 章 指導及び監督 (第 53 条ないし第 55 条)
- 第 9 章 行政処分 (第 56 条及び第 57 条)
- 第 10 章 雑則 (第 58 条ないし第 60 条)
- 第 11 章 終則 (第 61 条)